

## 事例の検討

**【事例 5】** 共有私道に設置された L 形側溝を撤去の上で新たな L 形側溝を設置し、路面全体をアスファルトで再舗装する事例

- ・ 既存の L 形側溝を撤去して新たな L 形側溝を設置する行為が、保存行為に該当するのは、どのような場合か。管理行為・変更行為に該当するのは、それぞれどのような場合か。
- ・ L 形側溝の老朽化の程度、新設する L 形側溝の質、L 形側溝の撤去・設置に要する費用によって、上記の結論は異なるか。自治体による助成制度の有無・内容を考慮すべきか。
- ・ 側溝がない舗装道路に L 形側溝を設置する行為が、保存行為に該当するのは、どのような場合か。管理行為・変更行為に該当するのは、それぞれどのような場合か。
- ・ その他に結論を左右する事情はあるか。

**【事例 6】** 共有私道上の老朽化した階段に生育した雑木、雑草を伐採した上で、階段を拡幅・補修し、手すり・スロープを設置する事例

- ・ 共有私道に設置された階段の幅を拡幅する行為が、保存行為・管理行為に該当する場合はあるか。
- ・ 坂道である共有私道に階段を設置する行為が、保存行為・管理行為に該当する場合はあるか。階段の幅を拡幅する行為との異同をどのように考えるべきか。
- ・ 上記の階段の拡幅を行うために、共有私道上に生育した雑草を伐採する行為は、保存行為に該当すると解してよいか。
- ・ 上記の階段の拡幅を行うために、共有私道上に生育した雑木を伐採する行為は、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ 共有私道に設置された階段を補修する行為が、保存行為に該当するのは、どのような場合か。管理行為・変更行為に該当するのは、それぞれどのような場合か。
- ・ 階段の老朽化の程度、階段の拡幅・補修に要する費用によって上記の結論は異なるか。自治体の助成制度の有無・内容を考慮すべきか。
- ・ 共有私道に手すりを設置する行為は、管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ 手すり設置に要する費用によって上記の結論は異なるか
- ・ 階段が設置された共有私道に手すりを設置する場合と、階段が設置されていない共有私道に手すりを設置する場合とで、結論は異なるか。

- ・ 共有私道に手すりを設置する行為が一部の共有者のために行われる場合、民法第249条に基づく使用と考え得る場合があるか。
- ・ 共有私道上の階段脇にスロープを設置する行為が、保存行為・管理行為に該当する場合はあるか。
- ・ その他に結論を左右する事情はあるか。

**【事例7】** 共有私道を掘削し、地中に污水管を設置した後、アスファルトで再舗装する事例

- ・ 共有私道下に、自治体の所有する污水管を設置することにつき、共有者と自治体との間の法律関係をどのように考えるべきか。
- ・ 共有私道下に污水管を新設する行為は、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ 共有私道下の污水管を補修する行為は、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ 共有私道下に污水管を新設する場合と共有私道下の老朽化した污水管を取り替える場合との異同をどのように考えるべきか。
- ・ 共有私道下の污水管を設置・取替え・補修する行為にかかる費用によって上記の結論は異なるか。自治体の助成制度の有無・内容を考慮すべきか。
- ・ 排水設備の設置義務等を規定する下水道法第10条や排水に関する受忍義務等を規定する同法第11条の存在が、共有私道下への污水管の設置等の評価に影響を与えるか。
- ・ 共有私道下の污水管の設置等と水道管の設置等とで結論は異なるか。結論が異なるのであれば、その差は何から生ずるか。
- ・ その他に結論を左右する事情はあるか。

**【事例8】** 共有私道上のアスファルトを撤去して掘削し、地中のガス管を交換した後、アスファルトで再舗装する事例

- ・ 共有私道下に、ガス事業者の所有するガス管を設置することにつき、共有者とガス事業者との間の法律関係をどのように考えるべきか。
- ・ 共有私道下の老朽化したガス管を取り替える行為は、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ 共有私道下のガス管を補修する行為は、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ 共有私道下にガス管を新設する場合と共有私道下の老朽化した污水管を取り替える場合との異同をどのように考えるべきか。
- ・ 共有私道下のガス管を設置・取替え・補修する行為にかかる費用によつ

て、上記の結論は異なるか。ガス事業者の負担の有無・内容を考慮すべきか。

- 共有私道下のガス管の設置等と水道管や下水管の設置等とで結論は異なるか。結論が異なるのであれば、その差は何から生ずるか。
- ガスの供給義務等を規定するガス事業法第16条の存在が、共有私道下へのガス管の設置等の評価に影響を与えるか。
- その他に結論を左右する事情はあるか。